

## みよし市シルバー人材センター会員互助会施行細則

### (趣旨)

第1条 この細則は、みよし市シルバー人材センター会員互助会会則第3条の目的を達成するため第4条の事業を行うにあたり、必要な事項を定めるものである。

### (助成)

第2条 互助会が認めた登録団体に対して、第6条の定めるところによって活動費の一部を助成する。

### (具備する要件)

第3条 助成を対象とする団体は、次の要件を備えているものとする。

- (1) 技能、知識、体力への必要性が会員一般的水準で行い得るものであり、会員が平等に参加できること。
- (2) 活動内容が健全で社会通念上一般的に普及し、一定の会費を徴収し、かつ永続性があること。
- (3) 団体構成員は**5名以上**の本会会員であること。

### (登録団体の申請)

第4条 団体として登録を申請するときは、団体の名称、代表者氏名、構成員名簿、規約又は団体の決まり、活動計画を作成し細則・様式第1号により届けるものとする。

### (助成金の申請)

第5条 登録団体が助成金を請求するときは、細則・様式第2号により次の書類を添えて申請するものとする。

- (1) 構成員名簿
- (2) 活動計画書
- (3) 予算書

### (助成金の決定)

第6条 助成金は、定額助成金と活動奨励金の2種類とし、別に定める同好会助成金支給基準により規定額を支給する。これらの助成金は、申請書類により互助会の役員会が審査して支給を決定する。

### (助成金の支給)

第7条 決定された助成金は、該当年度に1団体1回に限りそれぞれ支給する。

### (活動実績報告書の提出)

第8条 助成金の支給を受けて活動した団体が、活動を完了した時は速やかに活動実績報告書(細則・様式第3号)を提出しなければならない。

### (取消返還)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の取消し又は助成金が交付済みの場合は返還させることができる。

- (1) 団体の具備すべき要件を欠くとき
- (2) 偽り、その他不正手段により交付を受けたとき
- (3) 目的外に流用するとき

### (委任)

第10条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は役員会の決議を得て別に定める。

## 附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。